

9〇〇草原休憩舎で物販などを行いませんか

町では、平成23年度、9〇〇草原休憩舎(行政財産)を使用し、食品などの物販を希望される町民の方を募集しています。詳しくは、お問い合わせください。

- ▶使用期間／平成23年5月1日(日)～平成24年3月31日(土)(期間の延長・短縮は可能です)
- ▶使用できる施設／9〇〇草原休憩舎1階の一部 95.4㎡(厨房・食堂など)・地下部分 47.7㎡・合計 143.1㎡
- ▶使用料金／弟子屈町行政財産使用条例により、1カ月間6万9,685円(95.4㎡)・10万4,525円(143.1㎡)
- ▶応募資格
 - ①9〇〇草原展望付帯施設に来場する町民の方や観光客の方に、飲食物の提供や物販などができる方。
 - ②加工・販売に際し必要な許可や免許を有する方。
 - ③町税を滞納していないこと。
- ▶申請期間／4月1日(金)～4月8日(金)(土・日曜日を除く)の8時45分～17時30分
- ▶申請書類
 - ①行政財産使用許可申請書(役場観光商工課にあります)
 - ②納税証明書
 - ③製造や販売などの許認可が必要な商品の場合は、その許認可証の写し。
 - ④提供する飲食物や販売する物品の内容を記載した書類(任意の様式)
- ▶現地説明会／使用希望者への現地説明会を行います。
 - ・日時／4月6日(水) 10時
 - ・場所／9〇〇草原休憩舎
- ▶使用者の決定について／使用希望者が多数の場合は、抽選で決定します。

□申し込み・問い合わせ先／役場観光商工課施設管理係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)

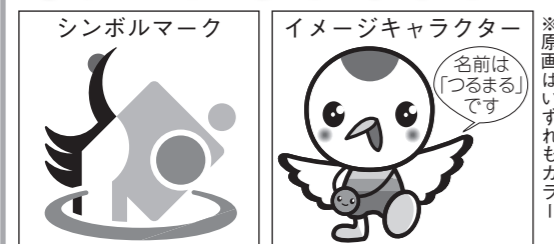
弟子屈中学校<旧校舎>の 建具・内装材などをお譲りします

町教育委員会では、本年6月末までに解体する弟子屈中学校の旧校舎の、使用可能な建具や内装材などを町民の皆さんに無償でお譲りします。希望される方は、下記によりお越しください。なお、当日は旧校舎部分のみの開放となります。旧体育館部分については、解体工事スケジュールなどの詳細が決まり次第、あらためて日時をお知らせします。

- ▶日時／4月17日(日) 9時～15時
- ※事前に簡単な説明や受け付けなどを行いますので、8時30分までに旧校舎正面玄関前にお集まりください。
- ▶実施方法／受け付け後、上記の時間内で正面玄関から入っていただき、先着順に自由に取り外しなどを行い、お持ち帰りください。
- ▶注意事項／
 - ①町内在住の方を対象とします。
 - ②重機や電動のこぎり・チェーンソーなどの危険性の高い工具類、発電機などを持ち込んでの作業は禁止いたします。なお当日、旧校舎は通電していません。
 - ③持ち帰った廃材などを商行為に利用することは、堅くお断りします。
 - ④実施日時(4/17)以外の日にお譲りすることはできません。
 - ⑤事前の予約はできません。
 - ⑥耐震性のない建物であり、解体工事の工期中であるため、事前の下見はできません。
 - ⑦作業中の事故やけが、敷地内での交通事故などについては、一切責任を負いかねますので、ご了承ください。
 - ⑧旧体育館への立ち入りはできません。
 - ⑨そのほか、必要に応じ、職員の指示に従っていただきます。
- ▶その他／お車でお越しの際は、グラウンド内の仮設駐車場をご利用ください。

□問い合わせ先／町教育委員会管理課総務係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 5 (課直通)

釧路湿原・阿寒・摩周観光圏 シンボルマーク & イメージキャラクター 決定!



かねてより公募していました当観光圏のシンボルマークとイメージキャラクターが、このほど決定しました。

- 〈シンボルマーク〉
 - 応募総数／80作品
 - 採用者／奥野和夫さん(神奈川県)
- 〈イメージキャラクター〉
 - 応募総数／133作品
 - 採用者／今井好美さん(大阪市)

2月28日にたんちょう釧路空港で行われたシンボルマーク&イメージキャラクター発表イベントに「つるまる」が登場。多くの方がその愛くるしい姿を収めようと、次々に記念撮影を求めています。初仕事は、日本航空機東京発「鶴丸」のお出迎え。今後もしかすると、各種イベントで皆さんとお会いできるかもしれません。

4月から 障害年金加算改善法が施行され 児童扶養手当へ受給変更が可能に

この度の法改正により、障害基礎年金の子加算の範囲が拡大されることで、障害基礎年金の子加算の運用について見直しが行われます。

児童扶養手当は、お子さんが障害基礎年金の子加算対象である場合は支給されませんが、平成23年4月以降は、児童扶養手当額が障害基礎年金の子加算額を上回る場合においては、年金受給者とお子さんの間に生計維持関係がないものとして取り扱い、子加算としないことにより、児童扶養手当を受給することが可能になります。

- ▶児童扶養手当と障害基礎年金の子加算の間で受給変更ができる場合

両親の一方が児童扶養手当法施行令で定める障がい(国民年金、または厚生年金法1級相当)の状態にあることで、配偶者に支給される児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更が可能になります。
- ▶児童扶養手当と障害年金の子加算の間で受給変更ができない場合

母子世帯や父子世帯の方は、児童扶養手当と障害年金の子加算で受給変更ができません。

□問い合わせ先
 ●役場こども未来課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
 ●川湯支所 ☎ 4 8 3 - 2 0 4 3

地域づくりを応援!! 補助金交付希望団体を募集します

平成23年度地域づくり活動支援事業

地域の自主性と自立性を尊重し、町や地域にとって有効で、公益性が見込まれる事業に対し、補助することを目的とする「弟子屈町地域づくり活動支援事業補助金交付規則」に基づき、補助金交付希望団体の募集を行います。

【補助対象者】
町内において、地域づくり活動を継続的に推進する自治会およびコミュニティ団体など(会社法に定められている会社および営利団体を除く)

【補助金額】
補助対象経費の2/3以内(ただし、1事業につき10万円が限度です)

【補助対象事業】
①公益性が認められる事業
②地域の活性化につながる事業など
(独立採算の事業・国、道もしくは町から別の補助金の交付を受けようとする事業は、対象となりません)

【補助対象例】
地域のイベントの開催、地域のための奉仕活動、セミナーの開催など

【募集期間】
随時(ただし、予算がなくなり次第終了します)

地域づくり活動支援事業補助金の利用状況(平成22年度実績)

実施団体	実施事業	事業内容および効果
藻琴山／屈斜路湖トレイルラン大会実行委員会	藻琴山／屈斜路湖トレイルラン大会	参加者が町の自然環境の豊かさを体感し、新たなスポーツ、野外アクティビティとしてのトレイルランと、町の地域資源のPR、大会開催による地域活性化が図られた。
馬そり実行委員会	馬そりで行く硫黄山ヒストリーツアー・知られざる硫黄山鉄道探訪の旅	町の歴史を新たな観光資源とした着地型旅行プランを造成し、冬季間における観光産業の振興が図られた。

□問い合わせ先／役場企画財政課企画係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)